様式第2号(第5条関係)

(表)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書  第　　　　　号  　　年　　月　　日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | 〒  　身延町  様 | | | | | | | | | |  | | | | | |
| 身延町長  　　　年　　月　　日にあなたが行った要介護認定・要支援認定の申請について、介護認定審査会において以下のとおり審査判定されましたので、認定し通知します。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | 被保険者番号 |  | |  |  |  |  |  |  |  | |  |  | 被保険者氏名 |  |  |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | 判定結果 | | | | | | | | | | | | | | |  |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | 判定年月日 | | | | | | | | | | | | | | |  |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | 理由 | | | | | | | | | | | | | | |  |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | 認定審査会の意見・サービスの種類の指定 | | | | | | | | | | | | | | |  |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | 認定の有効期間 | |  | | | | | | | | | | | | |  |
| ・認定の有効期間の満了後においても要介護・要支援状態に該当すると見込まれるときは、認定の有効期間の満了日の60日前から認定の更新申請をすることができます。  ・認定の有効期間であっても、心身の状態が変化した等の場合は、区分変更申請を行うことができます。  ・サービスの種類の指定を受けた場合には、その後の心身状態の変化により、必要があるときは、当該サービス種類の指定に係るサービス種類の変更申請を行うことができます。  　問い合わせ先  　　身延町役場福祉保健課  　　住所　山梨県南巨摩郡身延町切石117-1　　電話番号　0556-20-4611 | | | | | | | | | | | | | | | | |

※　裏面の教示お読みください。

(裏)

教示

　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、山梨県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年間を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、当該審査請求に対する山梨県介護保険審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、山梨県介護保険審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年間を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

　処分の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する山梨県介護保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで提起することができます。

　(1)　審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　　住所　山梨県甲府市丸の内1-6-1　電話番号　055-223-1453

　　　　　山梨県健康長寿推進課